Anti-Corruption At a Glance

腐敗防止 At a Glance

腐敗防止に関連するグローバルポリシーを整備し、遵守する取り組みを継続しています。

タケダは、各国の法令や「IFPMAコード・オブ・プラクティス」(IFPMAコード)などを遵守することはもちろん、
タケダイズムに基づく高い倫理観・道徳観をもって、世界の人々の健康と安全を最優先において活動しています。
事業活動における、贈収賄行為に対するタケダの「ゼロ容認」ポリシーを強く打ち出した贈収賄禁止グローバルポリシーを制定しています。

タケダ・グローバル行動規準

タケダ・グローバル行動規準は、高い倫理基準を達成するための枠組みを示すものであり、また私たちが日々守るべき原則を定めるものです。この行動規準は、私たちがこれまで受け継いできた遺産であり、タケダイズムおよび「患者さん中心－社会との信頼関係構築－レピュテーションの向上－事業の発展」という4つの優先事項の礎でもある、「誠実」であり続けることの一助となるものです。これは全ての従業員に適用され、タケダのバリューに基づいた決定を日々行うことができるようにするものです。

参照 P.24 コンプライアンス

公正なプロモーション

タケダは、適用ある法令、業界コードおよびタケダのグローバル基準を遵守するために「医療関係者及び医療機関との交流に関するグローバルポリシー」を定めています。

30,000人

2017年にタケダ・グローバル行動規準の研修を受講する従業員数

Future Outlook

今後の課題と取り組み

タケダは、各国の状況に合わせてポリシーを実効的に運営し、遵守するために、「標準業務手順書（SOP）」制定につき継続的に取り組んでおり、リスクの高い事業活動におけるポリシーや手続の遵守を評価する包括的なモニタリングプログラムも実施しています。今後も、さらなるコンプライアンスの徹底を図るとともに、常に患者さんを中心に考えるベスト・イン・クラスかつサステナブルな、コンプライアンスプログラムを目指して、コンプライアンスに関するリスクアセスメントを実施していきます。

腐敗防止に関連するグローバルポリシー

関係するSDGsの目標
16：公正な制度構築

- タケダ・グローバル行動規準
- 贈収賄禁止グローバルポリシー
- グローバル調査ポリシー
- 患者団体及び患者との交流に関するグローバルポリシー
- 医療関係者及び医療機関との交流に関するグローバルポリシー
- 公務員及び政府機関との交流に関するグローバルポリシー

Anti-Corruption

腐敗防止

タケダ・グローバル行動規準の原則および関連するポリシーに従い、
日々の業務においてグループ全体で腐敗防止に努めています。

腐敗防止

汚職・贈賄の禁止を徹底

国連グローバルコンパクトでは、腐敗防止に関わる原則として、原則10「企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである」を掲げ、企業に対して、腐敗対策の方針とプログラムを導入することを期待しています。

タケダでは、タケダ・グローバル行動規準の原則で汚職・贈賄を禁止し、公務員、外国公務員および民間の従業員に対する賄賂（金銭、物品、接待、贈答、その他の利益を含む）の提供を厳しく禁じており、「贈収賄禁止グローバルポリシー」および、「公務員及び政府機関との交流に関するグローバルポリシー」などによってより具体的な行動指針を定めています。

関係するSDGsの目標
16：公正な制度構築

「贈収賄禁止グローバルポリシー」方針／基本原則（抜粋）

- タケダは、取引相手が公務員であると政府機関であると私的事業者であるとを問わず、タケダの事業のために不公正又は不適切な優位性を得る目的で、違法な又は不適切ないかなる誘引、賄賂、又はいかなる経済的利益の提供も、これを申し込み又は行うことを禁止する。
- タケダは、自ら行うことが禁止される活動を、タケダのために行動する第三者仲介者を介して行ってはならない。
- タケダのために行動する第三者仲介者を起用するタケダ従業員は、これらの第三者仲介者に、本ポリシーに定める要請につき通知した上、これを遵守することについて当該第三者仲介者の同意を得なければならない。
- タケダは、ファシリテーション・ペイメントの支払い、その支払いの許可又は申し込みを行ってはならない。
- タケダは、サプライヤー及びその他タケダのために行動する第三者仲介者に対し、これらの者の活動の性質及びタケダとの関係に基づき、適切なデュー・ディリジェンスを実施する。
- タケダは、正確に記載された目的以外で支払いが行われないようにするため、正確な帳簿、記録及び勘定書を合理的な詳細さをもって保管する。

透明性に関する指針

医療機関等や患者団体との関係

タケダは、高い倫理性が求められる生命関連産業の一員として、医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの研究、実用化、および医薬品の適正使用の普及に不可欠な医療機関等との関係の透明性を高め、社会からさらに高い信頼を得られる企業となることを目指しています。

また、当社は、患者団体との協働のなかで資金提供等を行なうことがあります。患者団体との関係は、倫理的なものでなければならず、またその独立性を尊重したものでなければなりません。タケダでは、「患者団体及び患者との交流に関するグローバルポリシー」を制定し、誠実さ、正直さ、公正さ及び透明性を持った交流の徹底を図ります。

また、国際社会の要請によって、製薬企業の事業活動における透明性と情報開示の強化が進められています。米国では、製薬企業および医療機器メーカーと医療関係者との経済的関係についての国民の意識を高める目的で、2010年に医療保険制度改革法(ACA)の「サンシャイン条項」が制定され、日本では2011年に「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、2012年に「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」が策定されました。欧州では、欧州製薬団体連合会が、2016年6月より資金提供に関する情報公開を求めています。

タケダは、これらの要請に沿って、各国の状況に応じて資金提供等に関する情報を公開しています。